

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定及び香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第11条第1項の規定に基づき、同規則第4条第1項第4号に掲げる袋まち網漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 袋まち網漁業

（1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

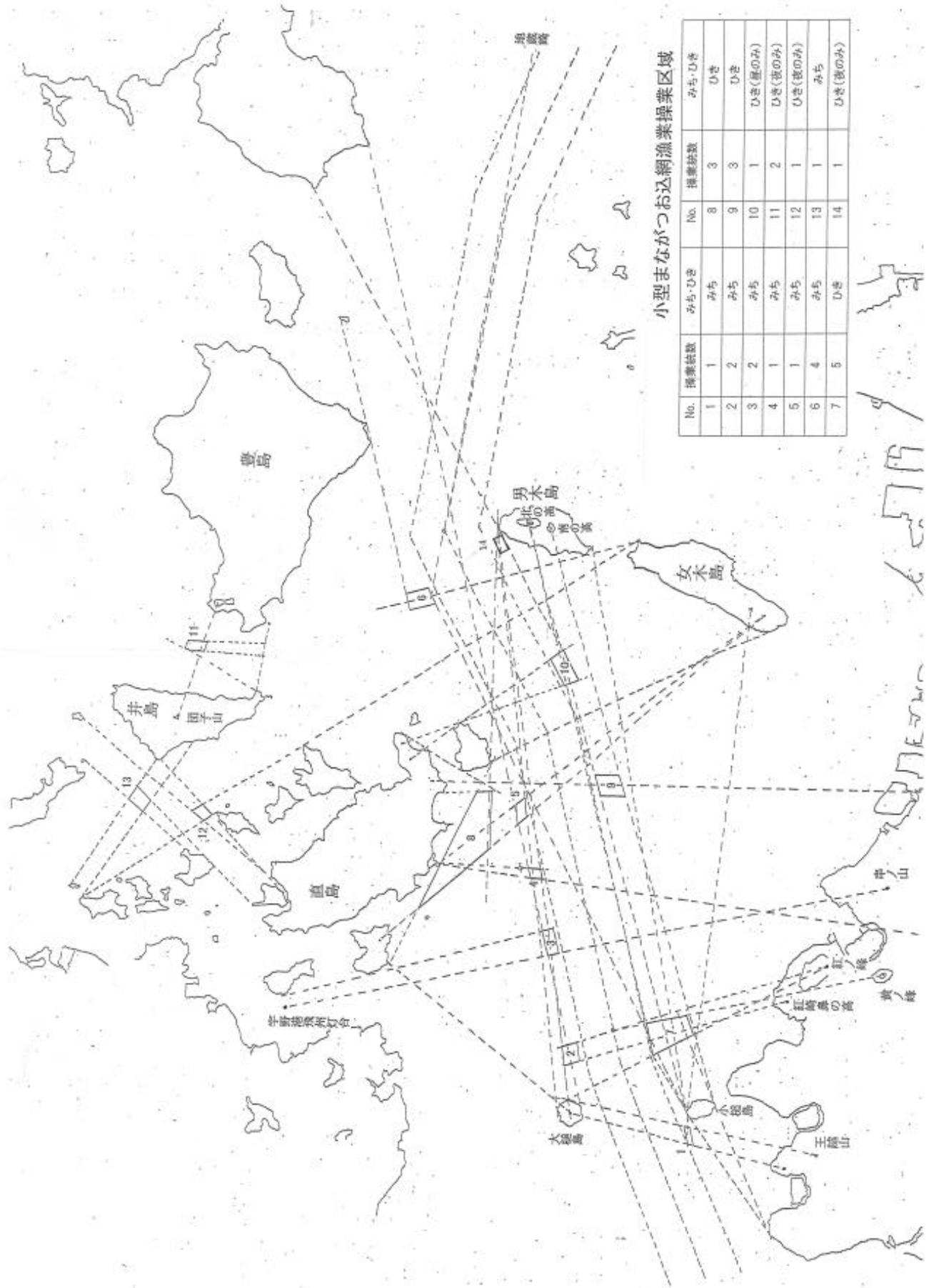
漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
小型まながつお込網	別紙のとおり	6月21日から 9月1日まで	1	高松市瀬戸内、香西、下笠居に漁業の根拠地を有する者

（2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年6月7日～同年6月13日

（3）備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和3年9月1日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
 - （ア）漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
 - （イ）使用漁具は「小型まながつお込網」一統のこと。
 - （ウ）潮流を利用する他種漁業の操業を妨害してはならない。
 - （エ）高松地区漁業調整協議会の指示事項を厳守すること。
 - （オ）関係漁業協同組合、連合会又は関係漁業者との協定を厳守すること。
 - （カ）県の指示する標旗を掲げなければ操業してはならない。
 - （キ）航路筋、港域では船舶の航行、碇けいを妨げてはならない。
 - （ク）夜間操業するときは、両端の錨ダルに灯火をつけること。
 - （ケ）前各項に違反したときは、この許可を取り消すことがある。
 - （コ）漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。



小型まながつお込網漁業操業区域

No.	操業経数	みち・ひき	No.	操業経数	みち・ひき
1	1	みち	8	3	ひき
2	2	みち	9	3	ひき
3	2	みち	10	1	ひき(屋のみ)
4	1	みち	11	2	ひき(夜のみ)
5	1	みち	12	1	ひき(夜のみ)
6	4	みち	13	1	みち
7	5	ひき	14	1	ひき(夜のみ)